令和８年度　女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第 21 条関係）

特定事業主名：鴻巣市　　令和８年７月３１日公表

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	87.1　%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.6　%
全職員	57.8　%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
本庁部局長・次長相当職	95.1　%
本庁課長相当職	96.0　%
本庁課長補佐相当職	95.6　%
本庁係長相当職	96.2　%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	84.1　%
３１～３５年	93.4　%
２６～３０年	91.6　%
２１～２５年	88.1　%
１６～２０年	88.4　%
１１～１５年	89.9　%
６～１０年	90.6　%
１～５年	83.5　%

【説明欄】

・再任用職員、任期付職員など、週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしている。
　例）週 28 時間勤務の職員：28 時間÷38.75 時間（正規職員の勤務時間）=0.72 人/月
・任期の定めのない常勤職員以外の職員である会計年度任用職員について、全職員に占める会計年度任用職員の割合が 48.3%となっており、また会計年度任用職員に占める女性の割合が 84.6%となっていることから、男女の給与の差異に表れている。
・扶養手当や児童手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は 68.9%、児童手当の受給者に占める男性の割合は 81.0%となっている。
・勤続年数１～５年の職員の区分では、県教育委員会等からの派遣職員を含んでおり、派遣職員に占める男性の割合は 92.3%であることから、男女の給与の差異に表れている。

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	20.7　%

【説明欄】

管理的地位にある職員　　８７人
管理的地位にある女性職員　　１８人

Ⅲ　各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	19.5　%
本庁課長相当職	21.7　%
本庁課長補佐相当職	45.4　%
本庁係長相当職	51.2　%

【説明欄】

部局長・次長相当職：　８人（総数：４１人）
課長相当職　　：１０人（総数：４６人）
課長補佐相当職　　：４９人（総数：１０８人）
係長相当職　　：６７人（総数：１３１人）

Ⅳ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和７年度
男性	100.0　%
女性	100.0　%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和７年度
男性	―　%
女性	100.0　%

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0.0　%	0.0　%	―　%	0.0　%
１週間以上２週間未満	0.0　%	0.0　%	―　%	0.0　%
２週間以上１月以下	7.1　%	0.0　%	―　%	0.0　%
１月超３月以下	21.4　%	0.0　%	―　%	0.0　%
３月超６月以下	35.7　%	0.0　%	―　%	0.0　%
６月超９月以下	14.3　%	11.1　%	―　%	0.0　%
９月超 12 月以下	14.3　%	27.8　%	―　%	100.0　%
12 月超 24 月以下	7.1　%	27.8　%	―　%	0.0　%
24 月超	0.0　%	33.3　%	―	―

【説明欄】

令和６年度育児休業取得率

常勤職員　男性　83.3%

女性　100.0%

会計年度任用職員　女性　100.0%

Ⅴ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和７年度
内部部局等	13.1　時間／月
内部部局等以外	2.1　時間／月

【説明欄】

令和７年度全体　10.2 時間

Ⅵ　その他の項目

＜職業生活に関する機会の提供に関する事項＞

（１）採用した職員に占める女性職員の割合（令和７年度）

男	女	合計	女性割合
20　人	20　人	40　人	50.0　%

（２）採用試験の受験者の総数に占める女性の割合（令和７年度）

男	女	合計	女性割合
153　人	77　人	230　人	33.5　%

＜職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する事項＞

（１）平均勤続年数の男女の差異（令和８年４月１日）

男	女	全体
18.5 年	16.7 年	17.7 年

（２）男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率並びにそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

①男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（令和７年度）

	対象者	取得者	取得率
配偶者出産休暇	13　人	9　人	69.2　%
子の養育休暇	29　人	5　人	17.2　%

②男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数の分布状況

１日	9.1　%
２日	54.5　%
３日	0.0　%
４日	9.1　%
５日	9.1　%
６日	9.1　%
７日	9.1　%